

お客様各位

検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発 1031 第 2 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 2025年11月1日より適用

《新規収載項目》

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	当社における検査実施状況
赤痢アメーバ抗体定性	223点 / 免疫(144点)	「D012」感染症免疫学的検査の「49」に準じる	未実施
	注 釈		
赤痢アメーバ抗体定性は、関連学会の定める適正使用指針に従い、アメーバ性肝膿瘍を疑う場合又は糞便検査が陰性かつアメーバ性大腸炎を疑う場合であって、ELISA法により血清中の赤痢アメーバ抗体を測定した場合に、一連の治療において1回に限り、赤痢アメーバ抗体半定量、赤痢アメーバ抗原定性の所定点数を準用して算定する。			
主な測定目的			
血清中の赤痢アメーバ抗体の検出（赤痢アメーバ感染の診断の補助）			